

# 平成18年度の年金額の改定

年金額の改定は総務省において作成される年平均の全国消費者物価指数の上昇または下落（物価スライド）を基準として行われることになっていきます。

このことにより、平成18年度の年金額は、全国消費者物価指数の下落率（△0.3%）を基準として引き下げることになり年金額の減額改定が行われます。

なお、法律どおりの取り扱いであれば過去3年分（平成12、13、14年度の据置分は△1.7%）と合わせて△2.0%の引き下げとなりますが、特例として平成17年分の物価指数の下落分（△0.3%）のみの改定が行われます。

公的年金制度は、年金を受給する高齢者と保険料を負担する現役世代の世代間扶養によつて成り立っていることから、今回の減額改定は、公的年金制度を安定的に運営するうえで必要最低限の措置とされています。

**1. 昭和61年4月1日以降に給付事由が生じた年金（新共済法年金）の改定**

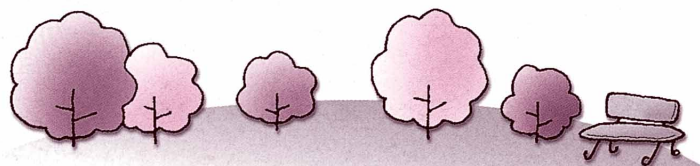
① 退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金について、新年金ルールにより算定された年金額が平成18年4月分から0.3%引き下げられ、加給年金額等についても別表のとおり改定されます。

② 退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金について、みなし

## 新共済法年金

平成18年度 地方公務員等共済組合法の年金額の改定に関する政令の額（抜粋）

区 分	本来水準の金額	特例水準の金額
◎退職共済年金		
○加給年金額（配偶者および子）	224,000円	227,900円
（3人目以降の子）	74,700円	75,900円
○加給年金の特例加算額（年金受給者の生年月日により下記の額が加算されます）		
・昭和9年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	33,100円	33,600円
・昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	66,100円	67,300円
・昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	99,200円	101,000円
・昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	132,200円	134,600円
・昭和18年4月2日以後に生まれた者	165,300円	168,100円
◎障害共済年金		
○加給年金額	224,000円	227,900円
○最低保障額（障害基礎年金が支給されない場合の厚生年金相当部分）	584,000円	594,200円
○最低保障額（公務等傷病による場合の加給年金以外の部分）		
・障害等級1級	4,140,100円	4,212,500円
・障害等級2級	2,557,100円	2,601,800円
・障害等級3級	2,313,600円	2,354,100円
◎遺族共済年金		
○最低保障額（公務等傷病による場合）	1,035,000円	1,053,100円
○中高齢寡婦加算額	584,000円	594,200円



従前額保障された年金額は、改定が行われないこととさせていただきますので、0.3%引き下げられた新年金ルールによる年金額が、みなし従前額保障された年金額を下回っている間、年金額は減額されません。

**2. 昭和61年3月31日以前に給付事由が生じた年金（旧共済法年金）の改定**

①退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金および通算遺族年金について、裁定替による年金額が平成18年4月分から0.3%引き下げられ、最低保障額等についても別表のとおり改定されます。

②退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金および通算遺族年金について、従前額保障された旧共済法による年金額（基本ルール、通年ルール）は、改定が行われないこととされていますので、0.3%引き下げられた裁定替による年金額が従前額保障された旧共済法による年金額を下回っている間、年金額は減額されません。

**3. 恩給組合法例給付・旧市町村共済給付の改定**

通算退職年金および通算遺族年金にかかる仮定給付について、平成18年4月分から0.3%引き下げられます。

## 旧共済法年金

平成18年度 地方公務員等共済組合法の年金額の改定に関する政令の額（抜粋）

区 分	本来水準の金額	特例水準の金額
◎退職年金		
○最低保障額	1,050,000円	1,068,300円
◎障害年金		
○最低保障額（公務外）		
・障害等級1級	1,284,600円	1,307,000円
・障害等級2級	1,050,000円	1,068,300円
・障害等級3級	778,600円	792,100円
○最低保障額（公務傷病による場合の扶養加給以外の部分）		
・障害等級1級	5,113,500円	5,202,700円
・障害等級2級	3,335,800円	3,393,900円
・障害等級3級	2,313,700円	2,354,100円
○扶養加給		
・妻	201,500円	205,000円
・子（2人まで、1人につき）	64,800円	65,900円
・子（3人目から）	14,400円	14,600円
・子（配偶者のいない子）	136,700円	139,100円
◎遺族年金		
○最低保障額（公務外）	778,600円	792,100円
○扶養加給		
・子（2人まで、1人につき）	224,000円	227,900円
・子（3人目から）	74,700円	75,900円
○寡婦加算		
・子が1人または妻が60歳以上の場合	149,300円	151,900円
・子が2人以上の場合	261,300円	265,900円
○最低保障額（公務上）		
・扶助料が支給されない場合	1,813,500円	1,845,200円
・扶助料が支給される場合	1,690,700円	1,720,200円
○扶養遺族加給		
・扶養遺族2人まで1人につき	64,800円	65,900円
・扶養遺族3人目から	14,400円	14,600円